

添田町立小中学校開校準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 添田町立小中学校の円滑な開校に向けて必要な準備を行うため、添田町立小中学校開校準備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会に付すべき事項)

第2条 協議会は、添田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)における意見聴取の場とし、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 添田町立小中学校更新基本計画に基づく、基本設計などに関する事。
- (2) 校名、校章、校歌、校訓、閉校・開校記念行事等に関する事。
- (3) 教育課程、学校行事、生徒会、学校保健・給食、事務及び学級編制に関する事。
- (4) 通学路、通学方法に関する事。
- (5) 学校事務、学校の設備及び備品の整備(廃棄)に関する事。
- (6) 制服に関する事。
- (7) 部活動に関する事。
- (8) PTA等の組織運営に関する事。
- (9) その他学校準備に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員20名以内で組織する。

- (1) 地域代表者
- (2) 町小中学校保護者代表者
- (3) 小中学校関係者
- (4) 開校準備に当たって教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、開校までの期間とする。ただし、当該委員が特定の地位又はその当該職等に該当しなくなったときは、当該職に当たるものを委員とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、教育委員会と協議の上、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の進行は、会長がこれを行う。

3 会議は原則公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、会議を非公

開とすることができる。

4 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる事項の調査・企画及び協議をするため、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、協議会の指示により、第2条に掲げる事項の調査・企画及び協議した内容について、その経過及び結果を協議会に報告するものとする。

3 部会は、別表に掲げる者で組織し、会長が指名する。同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。

4 部会は、部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選出する。

5 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、進行は会長が行う。

8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

9 第6条第3項の規定は、部会について準用する。この場合において「出席委員」とあるのは「出席部会員」と読み替えるものとする。

(報償)

第8条 委員に対する報償は、日額2,700円とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行後、初めて開かれる協議会の会議は第6条第1項の規定にかかわらず教育長が招集し、部会の会議は第7条第7号の規定にかかわらず会長が招集する。

別表（第7条関係）

部会名	委員	検討事項
学校施設整備部会	小中学校関係者	第2条1項1号、5号、9号に関すること 普通教室、特別教室、屋内運動場、屋外運動場等、施設の大きさや配置に係る事項、設備、備品、法定台帳の管理や移動等、学校校務に係る事項
教育課程部会	小中学校関係者	第2条1項3号、7号、9号に関すること 教育目標の設定、小中学校の連携、学校行事等教育に係る事項、部活動に係る事項、学校運営の検討、教育課程の編成、学級編成、年間計画、児童会、生徒会
通学・学校運営支援部会	小中学校関係者 小中学校保護者代表者 地域代表者	第2条1項2号、4号、6号、8号、9号に関すること 通学方法、通学路、体力向上施策、通学援助等に係る事項 校名、校歌、校章、制服、閉校・式等に係る事項、PTAの編成や計画、学校支援ボランティア形成等、学校支援に係る事項